4　第二項の規定による一の電力移出県等に対して交付することのできる交付限度額と、別表第八の表（一）中「一・六」とあるのは「一・二」と、「一・三」とあるのは「一・二」と、表（二）中「二・四」とあるのは「一・八」と、「二・〇」とあるのは「一・八」と読み替えて算定して得られる当該電力移出県等の移出電力量をメガワット時を単位として表した数に二十七円を乗じて得た金額との差額（以下この条において「市町村枠」という。）については、原子力発電供用施設、地熱発電施設、火力発電施設及び水力発電施設の設置がその区域内において行われている市町村若しくはこれに隣接する市町村（市町村合併の日以前に原子力発電供用施設、地熱発電施設、火力発電施設及び水力発電施設の着工が確実になった場合であって、当該原子力発電供用施設、当該地熱発電施設、当該火力発電施設及び当該水力発電施設の所在市町村が合併することにより新たに隣接市町村となる市町村を除き、整備法第四条第七項の規定による同意を受けた同条第一項前段に規定する公共用施設整備計画が同項後段の規定により作成された場合にあっては、同項後段に規定する市町村に該当する市町村並びに整備法第十条第三項の規定による同意を受けた同条第一項に規定する利便性向上等事業計画が同条第二項に規定する市町村に該当する市町村を含む。）が行う第三条各号に掲げる措置に充てるものとする。ただし、市町村枠が一億五千万円未満である場合はこの限りでない。

5　この条における交付限度額の配分は、一の発電用施設等の発電電力量の道府県発電電力量に対する比率（以下この号において「発電電力量比率」という。）に応じて、当該発電用施設等に係る事業地域で行われる第三条各号に掲げる措置に要する費用に配分することを原則とし、特に一の地域に設置されている発電用施設等の発電電力量比率の合計が五割を超える場合にあっては、これらの発電用施設等に係る事業地域で行われる当該措置に要する費用として、総交付額の五割以上の比率の配分を行うものとする。

6　前二項の規定により難い場合として認められる場合は、この限りでない。

7　一の電力移出県等の区域内において設置されている発電用施設等のうち、第二項の算定の対象となる期間は、当該発電用施設等の設置の工事が開始された日が属する会計年度の翌会計年度から当該発電用施設等が廃止される日が属する会計年度までとする。

8　主務大臣が交付する交付金それぞれについて、次の各号のいずれかの電力移出県等に係る平成二十三年度及び平成二十四年度の交付金の交付限度額の算定は、この条の規定に基づく交付金の交付限度額が旧規則第九条の規定に基づく交付金の交付限度額を下回る場合にあっては、なお従前の例による。

一　原子力発電供用施設（原子力発電密接関連施設（使用済燃料の試験検査施設及び機構が設置するものを除く。）を除く。）がその区域内において設置されている電力移出県等

二　電事法第二十九条第一項の規定に基づき経済産業大臣に届出が行われた平成二十一年度末日における供給計画において設置の工事が行われる予定年度が平成二十四年度までとして計画されている原子力発電施設がその区域内において設置される見込みの電力移出県等

第十一条　原子力発電供用施設（この条の規定に基づく交付金の交付年度において、第六条第一項、第八条及び第十四条の規定に基づく交付金の交付が行われないものに限る。以下この条において「対象原子力発電供用施設」という。）がその区域内において設置されている一の市町村（以下この条及び第三十一条において「対象原子力発電供用施設所在市町村」という。）に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の算式により算定した金額とする。

$$A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L$$

一　Aは、別表第九の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものに限る。）の第十七条第一項の規定により交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この条において「申請年度」という。）の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

二　Bは、別表第十の上欄に掲げる特別対象原子力発電供用施設（当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものに限る。）のうち、使用が開始された日から申請年度の前会計年度の末日までの期間が十五年以上のものをいう。ただし、当該施設の使用が開始された日から当該施設が設置されている事業所（原子力発電供用施設（深地層研究施設を除く。）の設置の用に供されるものに限る。次号において同じ。）の廃止に関する計画が確実になった日が属する会計年度の前会計年度の末日までの期間が十五年未満のものを除く。以下同じ。）の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

三　Cは、別表第十一の上欄に掲げる長期対象原子力発電供用施設（当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものに限る。）のうち、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のものをいう。ただし、当該施設の使用が開始された日から当該施設が設置されている事業所の廃止に関する計画が確実になった日が属する会計年度の末日までの期間が三十年未満のものを除く。以下同じ。）の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。ただし、機構が設置する試験研究炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十三条第一項第三号に規定する試験研究の用に供する原子炉をいう。以下この条において同じ。）については、前段の金額に、これらの施設の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を加えた金額とする。

四　Dは、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている附帯使用済燃料貯蔵設備（原子炉に附帯して設置されている使用済燃料を貯蔵するための設備であって別表第十二の上欄に掲げるもののうち、対象使用済燃料（使用済燃料であって、申請年度の前々会計年度の末日（以下この条において「基準日」という。）において原子炉として同表の下欄に掲げるものが設置されている事業所に現に貯蔵されているものをいう。ただし、基準日において当該原子炉に初めて装荷された燃料の一・四八炉心分の重量を超えて当該事業所に現に貯蔵されている場合に限る。以下この条及び第三十一条において同じ。）を貯蔵する設備をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$$\{(F_0+f_0)-1.48\times r_0\}\times 400{,}000\times\alpha+D'\times\alpha'+D_0$$

F_0は、当該附帯使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料のうち当該附帯使用済燃料貯蔵設備が附帯して設置されている原子炉として別表第十二の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトンを単位として表した値とする。

f_0は、当該原子炉から生じた対象使用済燃料の重量をトンを単位として表した値からF_0を除いた値とする。

r_0は、当該原子炉に初めて装荷された燃料の一炉心分の重量をトンを単位として表した値とする。

αは、$F_0-1.48\times r_0$が0以下の場合には0とし、それ以外の場合には次の算式により算定して得た値とする。

$$\frac{F_0-1.48\times r_0}{(F_0+f_0)-1.48\times r_0}$$

D'は、$(F_0-1.48\times r_0)-F_0'$が0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ　$(F_0-1.48\times r_0)\times 400{,}000$

ロ　$F_0'\times 400{,}000$

F_0'は、当該附帯使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料のうち実用発電用原子炉において混合酸化物燃料として使用されたものであって、当該附帯使用済燃料貯蔵設備が附帯して設置されている原子炉として別表第十二の下欄に掲げるもの（実用発電用原子炉に限る。）から生じたものの重量をトンを単位として表した値とする（以下同じ。）。